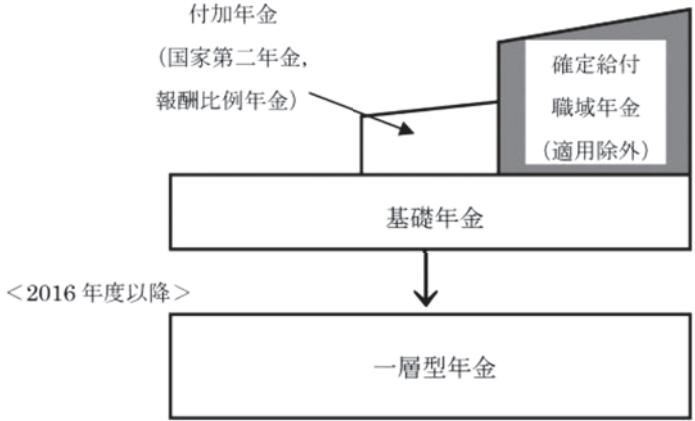


国名	イギリス
公的年金の体系 保険料財源 税 財 源 企業・個人年金 (2022年度)	
被保険者 (◎強制△任意×非加入) (2024年度)	<一層型年金：2016年度以降> ・2016年4月に、基礎年金と付加年金を統合した新しい公的年金制度「一層型年金」が導入された。新制度に請求できる対象者は、1951年4月6日以降に誕生した男性、1953年4月6日以降に誕生した女性。 ・一層型年金は定額給付。従来の付加年金における適用除外制度は廃止される。 <旧年金制度> ・旧制度に請求できる対象者は、1951年4月5日以前に誕生した男性、1953年4月5日以前に誕生した女性。 (1) 基礎年金 ・男女共に16歳以上で、週123ポンド以上の賃金のある被用者と、年間純利益が6,725ポンド以上の自営業者は、原則的に強制加入 (◎)。 ・最低所得額未満の低所得者・無業者は基礎年金に任意に加入することができる (△) (2) 付加年金 (報酬比例年金, 国家第二年金) ・最低所得額以上の収入をもつ被用者は原則的に強制加入 (◎) ・ただし、一定要件を満たす確定給付型職域年金に加入する被用者には、付加年金の適用除外が認められる。
保険料率 (2024年度)	<第1種保険料> 被用者と事業主が負担 ・被用者負担：週123～242ポンドの被用者所得について0%，週242.01～967ポンドの所得について8.0%，週967ポンド超の所得について2.0%の保険料を拠出する。 ・事業主負担：週123～175ポンドについて0%。週175ポンド超の被用者所得について13.8%の保険料が課せられる。 <第2種保険料> ・第2種保険料は自営業者を対象として、年間純利益6,725ポンド以上の自営業者に納付を義務付けてきた。しかし、英国政府は、2024年4月から、自営業者が同保険料を支払わなくても同保険料を支払っているとみなして、従来どおりの給付を行うことにした。つまり、自営業者に対する同保険料の納付義務を撤廃した。 ・ただし、年間純利益6,725ポンド未満の自営業者が、任意に同保険料を支払うことは認められている。その場合の保険料は、週3.45ポンドとなっている。 ・なお、年間純利益12,570ポンド超の自営業者には、これまでと同様に、第4種保険料の納付義務がある。 <第3種保険料> 最低所得額以下の低所得の任意加入者が対象。保険料は週17.45ポンド <第4種保険料> 年間純利益12,570ポンド超の自営業者が対象 ・年間純利益12,570.01～50,270ポンドについて6.0%の保険料が課せられ、50,270ポンドを超える利益には2.0%の保険料が加算される。

保険料率（2024年度）	＊なお、上記保険料は、老齢・障害・死亡・出産・失業・労働災害を総合的に扱う「国民保険」の保険料率である。公的年金のみの保険料ではないことに注意が必要。
支給開始年齢	男女共に66歳（2024年4月現在） ・今後、2026年～28年にかけて67歳、2037年～39年にかけて68歳に引き上げる予定。
基本受給額（2024年度）	<新制度>一層型年金：満額で週221.20ポンド（個人単位） <旧制度>基礎年金（満額）単身：週169.50ポンド，夫婦：週271.05ポンド 付加年金：加入者の所得に応じて支給
給付の構造	<新制度：一層型年金> ・定額給付。満額受給には、保険料拠出等に基づく有資格年数35年が必要。加入期間が35年未満であれば、それに応じて、受給額が減額される。ただし、最低でも10年の有資格年数がなければ、減額された年金額も受給できない。 <旧制度> (1) 基礎年金 ・定額給付。満額受給には、保険料拠出等に基づく有資格年数30年が必要。また、最低有資格年数は1年であり、1年分の保険料を支払えばそれに応じて受給できる。 (2) 付加年金 ① 報酬比例年金（2002年に廃止。2002年までに支払われた保険料に対する給付は継続） ・一定の給付乗率で所得に比例して年金額を決定。 ・ $\Sigma[(\text{各年度の所得額} - \text{最低所得額}) \times \text{再評価率}] / \text{加入年数} \times \text{乗率}$ ② 国家第二年金：（2002年に新設。報酬比例年金に代替） ・報酬比例年金よりも所得再分配機能を強化するように、所得帯や給付乗率を変更。
所得再分配	・一層型年金では、緩やかな報酬比例となっていた付加年金を廃止し、定額給付の1階建ての年金となる。保険料の仕組みは現行方式のままであり、被用者の保険料は報酬比例であるのに給付は定額なので、一層型年金は所得再分配効果がより大きな年金制度となる。 ・旧制度では、被用者が負担する第1種保険料は報酬比例なのに対して、基礎年金は定額給付であるため、基礎年金部分で所得再分配が行われている。また、国家第二年金は低所得層に手厚い給付となっており、再分配機能を重視。
公的年金の財政方式	・新制度の一層型年金は賦課方式。 ・旧制度の基礎年金，付加年金共に賦課方式。
国庫負担	原則なし
年金制度における最低保障	年金制度の枠内では特にない。
無年金者への措置	年金クレジット（租税を財源にして、資力調査を受けた上で受給できる高齢者向けの資力調査付き給付）で対応。
公的年金と私的年金	・付加年金を確定給付の職域年金で代替する適用除外制度がある。なお、一層型年金の下では、適用除外制度は廃止となる。
国民への個人年金情報の提供	公的年金と私的年金を合わせた年金受給見込み額について定期的に情報提供。

（藤森克彦・日本福祉大学教授／みずほリサーチ&テクノロジーズ主席研究員）

イギリスの年金制度

藤森克彦（日本福祉大学 教授／みずほリサーチ&テクノロジーズ 主席研究員）

1. 制度の特色

イギリスの公的年金制度の特色として、下記の4点があげられる。

(1) イギリスでは、2016年4月に新しい公的年金制度として「一層型年金」が導入された。一層型年金では、被用者の支払う保険料は報酬比例なのに対して、給付は定額なので、従来の年金制度よりも所得再分配効果が高まった。

(2) 一層型年金の対象者は、1951年4月6日以降に誕生した男性、1953年4月6日以降に誕生した女性である。それ以前に誕生した高齢者は旧制度への加入を続ける。旧制度は、「基礎年金」と「付加年金」の2階建て構造となっている。旧制度においては、一定要件を満たす私的年金に加入する被用者には、二階部分にあたる「付加年金」の適用除外が認められている。

(3) OECDによれば、各国のGDPに対する公的年金（老齢年金と遺族年金）支出割合（2019年）をみると、イタリア（15.9%）、フランス（13.4%）、ドイツ（10.4%）、日本（9.3%）、米国（7.1%）に比べて、イギリスは4.9%と低い水準にある。イギリスの公的年金支出割合が低い要因としては、①公的年金は高齢者の最低限の生活を支える制度として創設されたこと、②適用除外制度の存在、③1980年代から90年代にかけて公的年金をスリム化する年金改革が行われてきたこと、④イギリスの高齢化率は18.6%（2020年）であり、日本（28.9%、2021年）、イタリア（23.5%、2021年）、ドイツ（22.0%、2021年）、フランス（20.9%、2021年）などと比べて低い水準にあること、といった点を指摘できる。

(4) 年金財政は比較的健全である一方で、年金生活者の貧困問題は深刻化していた。また私的年金への自主的加入が進まないといった課題を抱えてきた。そこで、1990年代中ごろから低所得の年金生活者に向けた資力調査付き給付（年金クレジット）の充実や、中所得者層への貯蓄奨励などを進めてきた。

2. 沿革

イギリスの年金制度は職域年金から始まった。1810年に公務員の年金制度が創設され、1800年代中ごろには、鉄道、ガス、銀行、保険会社などにおいて職域年金が確立していった。

1908年に「老齢年金法」が成立し、70歳以上で、年収が一定水準以下の人を対象に、国の財源から年金が支給された。そして1925年には、「老齢拠出年金法」によって年金分野に社会保険が導入された。第二次世界大戦後になると、「ベヴァレッジ報告」に基づいて1946年国民保険法が成立し、均一拠出・均一給付の老齢年金の支給が始まった。しかし、インフレが進行する中で均一拠出・均一給付の年金制度は、中間層にとっては不十分な給付水準となっていたことや、定額保険料の逆進性などが問題となった。1975年には労働党政権の下で、1975年社会保障法が成立した。同法によって、公的年金は「基礎年金（Basic State Pension）」と「報酬比例年金（State Earnings Related Pensions：SERPS）」からなる2階建て構造となり、2016年3月までの公的年金制度の原型となった。なお、既に職域年金が普及していたことから、一定の給付水準をもつ確定給付職域年金の加入者には、報酬比例年金への加入が免除された（適用除外制度）。

1979年にサッチャー保守党政権が成立すると、将来的な年金財政負担の高まりなどを見越して、公的年金のスリム化に向けた改革が行われた。具体的には、それまでは物価上昇率あるいは賃金上昇率のどちらか高い方で基礎年金の給付額が改定されてきたが、1980年社会保障法によって物価スライドに変えられた。また、1986年社会保障法では、確定給付職域年金だけでなく、確定拠出職域年金や個人年金でも適用除外制度を活用できるようにした。さらに、2010年までに報酬比例年金の給付水準を段階的に引き下げることでも決められた。

そして90年代前半のメジャー保守党政権では、2010年から20年にかけて女性の公的年金支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定した（1995年年金法）。

1997年にブレア労働党政権が成立すると、年金生活者の貧困問題に注力するとともに、中所得者層に

対しては私的年金への加入を奨励した。具体的には、1999年に貧困高齢者向けの公的扶助制度である「最低所得保証」を新設し、その後2003年に最低所得保証は「年金クレジット」に代替された。

またブレア政権は、2001年に経済性、安全性、利便性に優れた新型私的年金「ステークホルダー年金」を導入した。さらに、2002年には公的年金の2階部分である報酬比例年金を廃止して、所得再分配機能を強化した「国家第二年金」が創設された。国家第二年金は低所得者への給付を手厚くする一方で、中所得者以上は適用除外制度を活用して、ステークホルダー年金など私的年金で対応することを狙っていた。

そして「2007年年金法」が制定され、満額の基礎年金を受給するための有資格年数の短縮、基礎年金の給付改定を物価スライドから賃金スライドへ変更、子育てを担う人の保険料拠出要件に関する優遇措置の改善、支給開始年齢の引き上げ、といった内容が盛り込まれた。

さらに「2008年年金法」によって、職域年金に加入していない被用者に対して、老後に向けて強制的に貯蓄をさせる「個人口座制度（personal accounts scheme）」が成立した。同制度は、2012年に「National Employment Savings Trust（NEST）」という新たなスキームとなった。財源は、事業主と被用者が保険料を拠出するとともに、政府が税控除で補助した。

2010年になると保守党と自由民主党による連立政権（キャメロン首相、当時）が成立した。キャメロン政権は、基礎年金と付加年金の二階建て構造となっている現行の公的年金制度を、定額給付の一階建ての年金（一層型年金）にする改革案を発表し、同年金は2016年4月に導入された。

一層型年金導入の背景には、①これまでの公的年金制度が複雑なために、人々が退職後に受け取る年金額の予見が難しく、これが老後に向けた私的年金加入や貯蓄の妨げになっていること、②年金生活者の中で公的扶助に依存する者の比率が高いこと、③男女間や自営業者と被用者の間で、年金格差が生じていること、の三点があげられていた。

3. 制度体系の概要

イギリスの公的年金は、老齢、障害、死亡、傷病、

出産、失業、労働災害といったリスクをカバーする「国民保険」の中に位置づけられている。国民保険は、イギリスに居住する16歳以上の男女で、週123ポンド以上の賃金をもつ被用者と、年間純利益が6,725ポンド以上の自営業者は強制加入となっている（2024年4月現在）。つまり、英国の公的年金は「国民皆年金」ではなく、収入が最低所得額未満の者には保険料の拠出義務はない。なお、保険料納付義務のない者は、基本的には公的扶助による救済が想定されている。あるいは、任意に国民保険料を納めて国民保険の受給権を得ることもできる。

なお、週給123～175ポンドの被用者の国民保険料率は0%ではあり、年間純利益が6,725～12,570ポンドの自営業者も保険料を支払っていないが、支払っているとみなされている。これらの所得帯の被保険者も、形式的には保険料納付義務が課せられていると考えられている。

公的年金の体系としては、2016年4月に導入された新制度（一層型年金）と、それまでの旧制度がある。まず、旧制度をみると、「基礎年金」と「付加年金」の二階建て構造となっている。そして、基礎年金には、最低所得額以上の収入を有するイギリス居住者が加入し、付加年金は、公務員を含め被用者が加入する。付加年金は、1978年に導入した「報酬比例年金（State Earnings Related Pension）」と、2002年に新設した「国家第二年金（State Second Pension）」の2種類がある。報酬比例年金は、一定の給付乗率のもとで被用者の所得に比例して給付額が決まるのに対して、国家第二年金は低所得者層に手厚い給付構造となっている。なお、報酬比例年金は2002年に廃止されたが、それ以前に保険料を支払ってきた人に対しての支給は行われている。

付加年金には「適用除外制度」が認められており、一定基準を満たす確定給付職域年金に加入する被用者は、付加年金への加入を免れることができる。なお、2012年3月までは、個人年金、ステークホルダー年金、確定拠出型職域年金による適用除外も認められていたが、同年4月以降、確定給付職域年金のみ適用除外が認められている。

新制度は、一階建ての年金（一層型年金）である。一層型年金は、2016年4月6日以降に年金支給開始年齢に到達する人々を対象とする。同年金では、自

営業者・被用者は区別されることなく同一の年金制度に加入する。また、一層型年金の給付水準は、保険料拠出期間の影響は受けるものの、現役時代の所得水準とは無関係に定額給付となる。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

(1) 支給要件

① 支給開始年齢

公的年金の支給開始年齢は、2024年4月現在、男女共に66歳となっている。英国政府は、今後、2026年～28年にかけて67歳、2037年～39年にかけて68歳に引き上げる予定である。

支給開始年齢に到達する前の繰り上げ受給は認められていないが、繰り下げ受給は、年齢上限なしに認められている。9週繰り下げることにより1%相当額の年金が増額され、1年繰り下げた場合には、約5.8%の増額となる。

一方、年金の支給開始年齢の引き上げに関連して、2011年4月から定年制が完全に廃止された。これまでは、2006年雇用均等（年齢）法によって、原則的に65歳未満の定年の設置は禁止されてきたが、2011年4月からは65歳以上であっても定年を設けることが原則的に禁止となった。

② 満額受給に必要な有資格年数

<新制度>

新制度（一層型年金）では、満額給付を得るための有資格年数として男女共に35年間を必要とする。旧制度の基礎年金（満額）の有資格年数は男女共に30年なので、有資格年数は5年分長くなった。この背景として、長寿化が進展する中で一層型年金の給付水準を維持することが考えられる。

また、一層型年金の有資格年数の下限は10年であり、10年以上の有資格年数がないと公的年金を一切受給できない。そして、有資格年数が10～34年の高齢者には、保険料拠出年数に比例した給付が支給される。

<旧制度>

旧制度については、2007年年金法によって、基礎年金を満額受給するのに必要な保険料拠出年数と保険料免除年数の合計年数（有資格年：qualifying years）が短縮された。具体的には、それまで満額受給のためには、男性44年、女性39年の有資格年数

が必要であったが、2010年から男女共に30年となった。保険料拠出年数と保険料免除年数の合計が30年よりも短ければ、それに比例して給付額は減じていく。

一方、基礎年金の受給に必要な最低有資格年数は2007年年金法によって、1年分の保険料を払えばそれに応じて受給資格が与えられることになった。ただし、1945年4月5日以前に出生した男性には11年以上、1950年4月5日以前に出生した女性は10年以上の有資格年数が必要である。

③ その他

病気・障害や失業のために保険料を拠出できない人には、一定要件のもとで保険料を拠出したとみなす「賃金クレジット（Credit of Earnings）」がある。

(2) 給付水準

<新制度：一層型年金>

一層型年金の給付水準は、満額（有資格年数35年）で週221.20ポンド（2024年度）である。この水準は、2024年度の旧制度の基礎年金の給付水準（週169.50ポンド、単身世帯）を3割程度上回っている。一方、新制度の下では付加年金は廃止されるので、新制度における被用者の給付水準は、その分、低下することが考えられる。

ところで、一層型年金の給付水準は、高齢者向けの公的扶助制度（年金クレジット）が保証する最低所得基準額（週218.15ポンド、2024年度、単身世帯）より若干高い水準である。従来のように基礎年金の給付額（満額）が年金クレジットの最低所得基準額よりも低いという状況は解消されている。なお、毎年の一層型年金の給付額の改定は、基礎年金と同様に、①賃金上昇率、②物価上昇率、③2.5%のうち、最も高い指数を用いて行われている。

<旧制度>

① 基礎年金

基礎年金は定額給付となっており、3つのカテゴリーから支給されている。カテゴリーA年金は、本人の保険料拠出によって獲得した年金権に基づいて支給される年金である。2024年度の給付額は、満額で週169.50ポンドとなっている。

カテゴリーB年金は片働き世帯を前提に、配偶者の一人がカテゴリーA年金を受給している場合、現

役時代に保険料を拠出してこなかった他の配偶者に支給される年金である。

カテゴリーB年金の給付額は、週101.55ポンドなので、夫婦合わせての基礎年金額は週271.05ポンドとなる。なお、満額受給に必要な加入期間が不足していれば、その分給付額は減少する。

カテゴリーC年金は、現在では使われていない。カテゴリーD年金は、無拠出給付の年金である。低所得の80歳以上高齢者を対象にする。一定期間イギリスに居住すれば、保険料拠出実績にかかわらず、週101.55ポンドが支給される。

なお、基礎年金の給付額の改定はこれまで物価スライドで行われてきたが、2011年4月から「賃金上昇率」「物価上昇率」「2.5%」のうち、最も高い指数によって改定されるようになった。一方、国家第二年金と報酬比例年金の改定は物価スライドによる改定である。

② 付加年金（旧制度）

a) 報酬比例年金

報酬比例年金の給付額は、一定の給付乗率のもと、被用者の所得に比例して算定される。1978年から87年までの拠出期間の給付乗率は25%であったが、1988年以降、段階的に20%に低下した。

b) 国家第二年金

国家第二年金では、報酬比例年金に比べて、低所得者層に手厚い給付構造となっている。低所得者層への給付を手厚くするため2つの所得帯に分けて給付乗率が定められており、低い所得帯（第1所得帯）の給付乗率は40%に設定している。また、所得が第1所得帯の範囲内にある者は、第1所得帯の上限の年収があったものとみなされる。このため、第1所得帯においては定額給付となる。

5. 負担、財源

旧制度と新制度共に、公的年金の財源は、「国民保険料」によって賄われている。なお、国民保険料は、老齢・障害・死亡・傷病・出産・失業・労働災害などを包括した総合的な社会保険制度の財源である。公的年金のみの保険料ではない点に留意する必要がある。ただし、公的年金支出が国民保険の歳出

の8割程度を占めている。

国民保険料は、被用者、自営業者、任意加入者に対して、4種類の保険料が設定されている。以下の保険料率や保険料額は2024年度現在のものである。なお、一層型年金においても、現行の国民保険の保険料の仕組みに変更はない。

(1) 第1種保険料

被用者を対象にした保険料であり、被用者の週給に基づいて、被用者と事業主が負担する。被用者本人の保険料負担は、週123～242ポンドの所得部分について0%、週242.01～967ポンドの所得部分について8.0%、週967ポンドを超える部分について2.0%の保険料が課せられる。最低所得額（Lower Earnings Limit：LEL）である週給123ポンド未満の被用者には保険料納付義務がなく、当該被用者は任意に保険料（第3種保険料）を納付しない限り、公的年金を受けられない。貧困に陥れば公的扶助に頼ることになる。

他方、事業主には、週175.01ポンドを超える被用者の所得について13.8%の保険料が課せられる。

なお、旧制度において適用除外制度を選択した高齢者は、その分、保険料が低下した。一方、新制度の下では、適用除外制度は廃止されるので、適用除外制度を活用してきた被用者であっても、満額の国民保険料を支払わなくてはならない。

(2) 第2種保険料

第2種保険料は、年間純利益6,725ポンド以上の自営業者に定額保険料の納付を義務付けてきた。しかし、英国政府は、2024年4月から、上記自営業者が同保険料を支払わなくても、同保険料を支払っているとみなして、従来どおりの給付を行うことにした。つまり、自営業者に対する同保険料の納付義務を撤廃した。

ただし、年間純利益6,725ポンド未満の自営業者が、任意に同保険料を支払うことは認められている。その場合の保険料は、週3.45ポンドとなっている。

なお、年間純利益12,570ポンド超の自営業者には、これまでと同様に、第4種保険料の納付義務がある。

(3) 第3種保険料

最低所得額（週給123ポンド）以下の低所得者や無業者などは、任意に国民保険に加入できる。任意加入者は週17.45ポンドの定額保険料を支払う。

(4) 第4種保険料

年間12,570ポンド超の純利益をもつ自営業者には、第4種保険料が課せられる。具体的には、年間純利益12,570.01～50,270ポンドについて6.0%の保険料率が課せられ、50,270ポンドを超える利益には2.0%の保険料率が加算される。

6. 財政方式、積立金の管理運用

旧制度と新制度共に、賦課方式で運営されており、公的年金の積立金は2ヶ月程度しかない。

7. 制度の企画、運営体制

年金制度の企画については、雇用年金省（Department for Work and Pensions）が担当する。同省の下部組織に年金サービス庁があり、年金に関して国民へ情報提供を行っている。また、国民保険料の徴収は、歳入税関庁（Revenue & Customs）が税金の徴収とともに一体的に行っている。

他方、職域年金を監督する機関として、「年金監督庁（The Pension Regulator）」がある。年金監督庁では、事後対応型の監督手法を改めて、事前に不法行為の可能性の高い年金基金への検査を強化している。

8. 私的年金

中小企業を中心に企業年金が整備されていないことや、私的年金への加入が進まないことなどから、多くの高齢者が老後に向けて貯蓄不足に陥ることが懸念されている。このため、新たな年金スキームを設けて、職域年金を有していない中小企業の事業主などに対して、被用者を同スキームに自動登録させることを義務づけた（2008年年金法）。

具体的には2012年に、NEST（National Employment Saving Trusts：全国雇用貯蓄信託）という新たな年金スキームを導入し、事業主が立ち上げ費用なしに同スキームを利用できるようにした。NESTは、利便性が高く、低コストで運営される年金であ

り、職域年金をもたない数百万人の労働者を助けることが期待されている。

そして、同スキームでは、最低保険料率が定められている。2019年度には最低保険料率が8%に引き上げられ、その内訳は労働者4%、事業主3%、国が1%となっている。

なお、被用者には、適用除外を受けて同スキームに加入しない自由もある。また、事業主も、他の年金スキームを選択することができる。2018年までにイギリス内のすべての事業主は、職場において適切な年金スキームを提供することになった。

9. 最近の議論や検討の動向、課題

(1) 一層型年金に期待される効果

2016年4月に導入された一層型年金には、以下の効果が期待されている。

第一に、一層型年金の導入によって、現行の公的年金制度のもつ複雑さが軽減して引退後の受給額を予見しやすくする点である。具体的には、①報酬に基づいて給付額が定められた付加年金（国家第二年金や報酬比例年金）が廃止されること、②適用除外制度が廃止されること、③年金クレジットについても、貯蓄クレジットは廃止され、保証クレジットのみとなること、④一層型年金は、個人の受給権に基づき支給される年金なので、配偶者年金、遺族年金、離婚時の分割年金制度は廃止されること、⑤カテゴリーD年金や80歳以上の高齢者を対象にした加算が廃止されること、といった点から、シンプルで理解しやすい年金になる。

第二に、年金生活者の中で公的扶助一年金クレジット—に依存する高齢者の比率が低下する点である。具体的には、年金生活者に占める年金クレジットの受給資格者の割合は、現行制度を維持した場合に比べて一層型年金を導入した場合には、2020年までに半減する。そして2050年には、現行制度を維持した場合の年金クレジットの受給者の割合は10%となる見込みだが、一層型年金では同5%程度になるとみられている。長期的にみると、現行制度を維持した場合と比べて、年金生活者に占める年金クレジットの受給資格者数は30万人減少すると予想されている。

この要因として、①一層型年金の給付水準（満額）は、年金クレジットの最低所得保障基準よりも、高

い水準に設定されていること、②年金クレジットの最低所得保障基準額の改定は賃金上昇率で行われているが、一層型年金の給付水準の改定は、賃金上昇率、物価上昇率、2.5%のうち、最も高い指数を用いて行われていること、③貯蓄クレジットが廃止されること、といった点があげられる。

第三に、一層型年金の導入によって、男女の年金格差の是正時期が、2050年半ばから2040年初頭へと約10年早い達成見込みとなっている点である。この背景には、一般に女性の賃金は男性よりも低いので、女性にとって不利であった報酬比例の国家第二年金が早期に終了することなどがあげられる。

最後に、一層型年金改革による年金財政への影響をみていこう。一層型年金は現行制度の年金支出を組み替えるものなので、改革によって年金財政負担が高まることはない。仮に現行制度が継続した場合、公的年金支出割合(対GDP比)は、2012年度の6.9%から2060年度には8.5%へと高まる見込みだ。一方、一層型年金では2060年度に8.1%(同)になると推計されている。現行制度に比べて、一層型年金の公的年金支出割合が若干低下するのは、国家第二年金の廃止が主たる要因である。ただし、このような長期推計は、人口動態などの影響を受けるので、不確実性が高いことに留意しなくてはならない。

(2) 一層型年金への移行過程

一層型年金への移行過程で重要になるのは、旧制度の下での国民保険料拠出記録について、一層型年金の下でどのように評価していくのか、という点である。この点、一層型年金の導入時点までの国民保険料拠出記録を「一層型年金のルールに基づいて算定された年金額」と「現行の年金制度に基づく年金額」に分けて評価をし、高く評価された年金額を、一層型年金の導入時点の「基礎額(Foundation Amount)」とする。つまり、既に支払われた国民保険料拠出分については、新制度によって加入者が不利にならない措置がなされている。そして「基礎額」をベースとして、導入後に一層型年金に支払った保険料拠出実績が加算されていく。

(3) 年金クレジット

イギリスでは、2003年に低所得高齢者を救済する

ために「年金クレジット」が導入された。これは税金を財源にし、資力調査を実施した上で受給が認められる高齢者向けの「資力調査付き給付」である。給付の種類としては、「保証クレジット」と「貯蓄クレジット」の二種類があったが、一層型年金の導入に伴い、貯蓄クレジットは廃止され、保証クレジットのみとなった。

「保証クレジット」は、所得が政府の定める最低所得基準額に満たない高齢者に対して、その差額を支給するものである。標準的な最低所得基準額(2024年度)は、単身世帯では週218.15ポンド、夫婦世帯では週332.95ポンドに設定されている。この水準は、基礎年金の給付水準よりも高いが、一層型年金の給付水準よりは低い。

資産については、1万ポンドを超える資産(居住している住宅を除く)について、500ポンドごとに1ポンドの所得があったものとみなして、帳簿上週所得に加算される。ちなみに一般の所得扶助の受給要件の1つは、保有する資産額が1万6千ポンド以下であることであるが、年金クレジットにはこうした制限がない。

.....

主な参考文献

- Department for Works and Pensions (DWP)(2005), Security in Retirement: Towards a new pension system, Cm6841.
- DWP (2011), A State Pension for the 21st Century, Cm8053
- DWP (2012), State Pension Your Guide.
- DWP (2013), The Single-tier Pension: A Simple Foundation for Saving.
- DWP (2021), Legislation to ensure fairness for pensioners and taxpayers. (Press release, 7 September 2021) (<https://www.gov.uk/government/news/legislation-to-ensure-fairness-for-pensioners-and-taxpayers>)
- Gov.UK (2023), Benefit and pension rates 2024/2025 (<https://www.gov.uk/government/publications/benefit-and-pension-rates-2024-to-2025>)
- Gov.UK (2024a), Rates and thresholds for employers 2024 to 2025 (<https://www.gov.uk/guidance/rates-and-thresholds-for-employers-2024-to-2025>)
- Gov.UK (2024b), Self-employed National Insurance rates (<https://www.gov.uk/self-employed-national-insurance-rates> " <https://www.gov.uk/self-employed-national-insurance-rates> ")

- insurance-rates)
- Gov.UK (2024c), Voluntary National Insurance
(<https://www.gov.uk/voluntary-national-insurance-contributions/rates>)
- Gov.UK (2024d), Rates and allowances: National Insurance contributions
(<https://www.gov.uk/government/publications/rates-and-allowances-national-insurance-contributions/>)
- House of Commons (2024), National Insurance Contributions (Reduction in rates) Bill 2023-24
(<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9898/>)
- NEST HP (2018), Cost and Contribution,
(<https://www.nestpensions.org.uk/schemeweb/nest/members/your-account/costs-and-contributions.html>)
- OECD (2023), Pensions at a Glance 2023: OECD and G20 Indicators, OECD Publishing.
- OECD (2023b), Pensions at a Glance 2023: Country Profiles-United Kingdom.
- 井上恒男 (2014) 『イギリス所得保障政策の潮流』 ミネルヴァ書房
- 桐原康栄 (2020) 「主要国の年金制度と高齢化への対応」 (国立国会図書館『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第1126号, 2020年12月17日)
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2023) 『人口統計資料集 2023年改訂版』
(<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2023RE.asp?chap=2>)
- 藤森克彦 (2015) 「イギリスにおける『一層型年金』の創設」 (西村淳編著『雇用の変容と公的年金：法学と経済学のコラボレーション研究』 東洋経済新報社)